令和3年8月10日



中部家保だより

発 行:中部農業事務所家畜保健衛生課(中部家畜保健衛生所) 〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【記事】

- 1 口蹄疫等の防疫対策の徹底について
- 2 飼養衛生管理基準の徹底について
- 3 県外から牛を導入したら、検査を実施しましょう
- 4 各検査手数料徴収のご案内
- 5 お盆期間中の死亡牛BSE検査受付について
- 6 暑熱対策のポイント
- 7 浅間家畜育成牧場の入牧予定について
- 8 県央CSでの牛ウイルス性下痢症(BVD)検査実施について
- 9 ネオスポラ症の発生について

【 添付資料 】

1 アジアにおける口蹄疫の発生状況

◆◆□蹄疫等の防疫対策の徹底について◆◆

今年はオリンピックが国内で開催され、外国から人や物の流れが活発になっています。当然、病原体の侵入のリスクも高まりますので、さらなる防疫対策の徹底をお願い致します。

(1) 畜産関係者の海外渡航の自粛等について

畜産関係者は、口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の発生地域への渡航を可能な限り自粛して下さい。やむをえず渡航する場合には、以下の点に留意して下さい。

- ア 渡航に当たっての留意事項
 - (ア) 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
 - (イ)動物との不用意な接触を避けること。
 - (ウ) 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
 - (エ)帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち 寄り、家畜防疫官の指導を受けること。

イ 帰国後の留意事項

飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域に立ち入らないこと。

農場主や従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な 処置を講じた上で立ち入ること。

また、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な処置を講ずること。

(2) 衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底について

看板の設置等により、衛生管理区域に必要のない人を立ち入らせないこと。また、不要な物を持ち込まないこと。

人が立ち入る場合や物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じ、衛生管理区域へ病原体を持ち込むことがないように留意すること。

(3) 早期通報の徹底

口蹄疫や口蹄疫類似疾病を疑う症状や死亡率の急激な増加を発見した場合は、早期に家畜保健衛生所へ通報すること。



◆◆ 飼養衛生管理基準の徹底について ◆◆

令和2年4月3日に家畜伝染病予防法の一部を改正する法律が公布され、令和2年10月1日より、改正された飼養衛生管理基準が施行されました。(一部の取組には、猶予期間ありますが施行に向けて準備をお願いします。)

引き続き飼養衛生管理基準の遵守徹底について御協力をお願いします。

飼養衛生管理基準

家畜の所有者は飼養する家畜について、伝染性疾病の発生予防、まん延防止に対する責務を有する

- ① 飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底
 - 【令和4年2月施行】
- ② 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置(ほかの畜産関係施設や野生動物での感染確認地域に立ち入った者の衛生管理区域への立ち入り制限、安全な資材の利用等)
- ③ 衛生管理区域の考え方を明確化
- ④ 放牧制限の準備措置(放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる設備の確保又は移動のための準備)【令和3年10月施行】
- ⑤ 飼養衛生管理区域内への愛玩動物の持込み及び飼育禁止
- ⑥ 衛生管理区域への野生動物侵入防止措置
- ⑦ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒
- ⑧ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒等

◆◆ 県外から牛を導入したら、検査を実施しましょう ◆◆

ヨーネ病の発生及びまん延防止のため、県外導入(退牧)牛(月齢を問わず、搾乳や繁殖の用に供する牛)は導入時(預託帰りを含む)にヨーネ病の検査が必要になります。導入(退牧)予定が決まりましたら、家畜保健衛生所にご連絡ください。

【導入時の確認ポイント】

- 1. 導入元農場がヨーネ病清浄農場であることを確認:カテゴリー [証明書※の有無
- 2. 導入した家畜は隔離・観察:発生予防・早期発見
- 3. 家畜保健衛生所に連絡の上、ヨーネ病検査を実施

(採材した血清で、牛伝染性リンパ腫(旧名:牛白血病(注))、牛ウイルス性下痢(旧名:牛ウイルス性下痢・粘膜病(注))等の検査を追加申請により行うことが出来ます。) (注) R2.7.1 より名称変更。

- 4. ビタミン剤等の投与:自己免疫力向上・ストレス軽減
- 5. ワクチン歴確認: 追加接種、補強接種
 - ※ 定期検査でヨーネ病の清浄性が確認されているとともに、定期検査後にすべての導入牛に対して、ヨーネ病の検査が実施されている農場は「カテゴリー I 農場」、ヨーネ病の発生があり、清浄化を達成していない農場は「カテゴリー II 農場」として区別しています。

参考:

1 検体あたりの主な検査手数料

ヨーネ病検査 700円(ヨーネ病抗体検査)

微生物学的検査 1290円(ヨーネ病糞便検査、BVD など)

免疫反応検査 590円(BLVなど)

◆◆ 各検査手数料徴収のご案内 ◆◆

家畜保健衛生所で検査を受ける際に、申請書を提出いただいておりますが、手数料は群馬県収入証紙(県証紙)を申請書に貼付することで納付いただいております。

検査手数料の支払いについては、群馬県収入証紙(県証紙)をご用意ください。よろしくお願いします。

◆◆ お盆期間中の死亡牛 BSE 検査受付について ◆◆

お盆期間中の検査受付は次のとおりです。よろしくお願いします。

| 8月 | | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|
| 10⊟ | 11⊟ | 12⊟ | 13⊟ | 14⊟ | 15⊟ | 16⊟ | |
| (火) | (水) | (木) | (金) | (土) | (日) | (月) | |
| 受付 | 受付 | 受付 | 受付 | 受付 | 休み | 受付 | |

受付場所:家畜衛生研究所(TEL 027-288-2106) 受付時間:9:00~16:00

◆◆ 暑熱対策のポイント◆◆

8月に入り梅雨も明け夏本番となっています。近年では平均気温の上昇から、暑熱対策が非常に重要です。万全な対策で夏を乗り切りましょう!

(1) 牛舎内の風通しを良くする!

同じ気温でも、風速2mの風があると体感温度は約8℃下がります。また湿度を下げることも体感温度を下げる要因となります。換気扇などによる送風はもちろんですが、密飼いを避け、牛舎内の整理整頓をすることで風の流れを妨げないことが重要です。

(2)屋根からの熱を防ぐ!

牛舎内で最も高温になるのは直接日光を浴びている屋根であり、そこから牛舎全体へ熱が伝わっていきます。屋根への散水、石灰乳や遮熱性塗料などの塗布を行うことで、牛舎全体の気温を下げることができます。

(3) 暑熱ストレスに負けない牛にする!

新鮮な水を十分に飲める環境を確保し、涼しい夜間に飼料給与量を増やすことで健康な状態を維持しましょう。唾液の流出や発汗で失われるミネラルや、病気への抵抗力を高めるビタミンの補給も重要です。毎日の観察で牛の異常を早期に発見することを心がけましょう。



毎年、農作業従事者の熱中症による死亡事故が報告されています。

炎天下での作業はできるだけ避け、作業中はこまめに水分・塩分を補給しましょう。大量の発汗、めまいや頭痛・吐き気などの症状がでたら、すぐ作業を中止して体を冷やし、医療機関を受診してください。

◆◆ 浅間家畜育成牧場の入牧予定について ◆◆

今年度の残りの入牧予定についてお知らせします。

| 入 牧 日 | 対象牛の生年月日 | 入牧前衛生検査予定期間 | |
|-----------|--------------|-------------|--|
| 8月18日(水) | 令和3年 1月17日まで | (実施済み) | |
| 9月22日(水) | 令和3年 2月21日まで | 8月18日~9月1日 | |
| 10月20日(水) | 令和3年 3月31日まで | 9月15日~29日 | |

- ※入牧1か月前までに除角、削蹄を済ませておいてください。
- ※入牧前に体の汚れを落とし、きれいな状態で入牧させましょう。

◆◆ 県央 CS での牛ウイルス性下痢症(BVD)検査実施について ◆◆

BVD は慢性の下痢や流産を引き起こす届出伝染病で、継続的にウイルスを排出する持続感染(PI)牛の摘発が農場の汚染を防ぐために重要となっています。

令和2年度は夏と冬の年2回、県央CSでバルク乳による検査を実施しましたが、BVDウイルスは検出されず、PI 牛は摘発されませんでした。しかしながら、本年度7月の検査では管内1農場で陽性が確認され、現在、PI 牛摘発に向けて農場での個体検査を進めています。今後も本症のまん延防止のため、半年に1回の間隔で検査を継続していく予定です。

この疾病はワクチンによりほぼ PI 牛の産出を防ぐことができますので、ワクチン接種をご検討ください。ただし生ワクチンの妊娠牛への接種はできませんので、ワクチンの選択および接種時期にはご注意ください。また、農場へのウイルスの侵入を防ぐために「導入牛の検査」に加え、導入時に妊娠している牛については、本牛が導入時に検査陰性でも感染時期によっては PI 牛を産出する場合がありますので、「導入時妊娠牛の産子の検査」もご検討ください。

◆◆ ネオスポラ症の発生について ◆◆

管内でネオスポラ症が発生しました。

牛のネオスポラ症は流産が主要症状の原虫感染症です。ネオスポラ原虫は口から感染し脳脊髄や筋肉、胎盤などで増殖します。感染母牛は流産や異常産を繰り返し、胎盤を経由して胎子に移行することもあります。ワクチンや有効な治療法はないため、感染予防が重要となります。

この病気は感染胎盤を摂取した犬科動物(犬、タヌキなど)にも感染し、その糞便で飼料が汚染されることで各農場へ広がります。感染を予防するためには、犬科動物を牛舎や飼料置場に入れないことが重要です。侵入防止柵を設置するなど、野生動物の侵入防止に努めましょう。

家畜保健衛生所は 365 日 24 時間対応の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 2027-288-0371

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。また、残っている牛個体識別システムの耳標、無償配付された耳標装着器は返却してください。(紛失、破損の場合は返却不要です)

アジアにおける口蹄疫の発生状況(2019年1月以降の発生)

